

台風15号により市内にある住宅の復旧工事を行った方へ 潮来市被災住宅復旧緊急支援事業のご案内

【補助対象住宅】 以下の全てに該当する住宅が対象となります。

- 台風15号により被災した潮来市内にある自己用住宅であり、潮来市が交付した「り災証明書」の判定が、半壊又は一部損壊であるもの（台風15号以外の災害は対象外）。
- 自己又は親族が所有している住宅であり、災害発生時に自己又は親族が居住している。
※空家、借家、貸家、店舗等は対象外
- 住宅の復旧工事が補助金交付申請時に完了しており、工事の費用が10万円以上。
- 令和2年3月16日までに工事の完了実績報告書を提出できる。

【補助対象工事】

- ①住宅の応急修理等
壊れた屋根、外壁、ドア、窓、床、柱、天井等の修理（外構、倉庫、電化製品等は対象外）
- ②屋根改修工事、構造耐力上主要な部分（基礎、壁など）の修繕工事等（施工業者による確認が必要）

【補助金額】 復旧工事費の2割（上限50万円）

【必要書類】

- ・補助金交付申請書、完了実績報告書（市の様式）
- ・被災した住宅のカラー写真（被災状況、工事完了後の状況がわかるもの）
- ・復旧工事の見積書（市の様式及び施工業者の様式）、契約書及び領収書の写し
※見積書は、施工業者の記名、押印が必要となります。
- ・り災証明書の写し（半壊又は一部損壊に限る）
- ・耐震性の向上等に資する工事であることの確認書（市の様式）
※上記補助対象工事の②の場合にのみ提出。施工業者の記名、押印が必要となります。
- ・資力に関する申出書（市の様式）

【受付期間・会場】

対象地区	受付日（土日、祝日を除く）	受付時間、会場
潮来・十番・十四番地区	1月8日～15日	【受付時間】 ①午前9時～正午 ②午後1時～4時 【受付会場】 中央公民館 2階 学習室
日の出・大洲地区	1月16日～22日	
津知・大生原地区	1月23日～29日	
牛堀地区	1月30日～2月5日	
須賀・曲松・古高・小泉・新宮・大山・下田地区	2月6日～12日	
洲崎・延方東・延方西・徳島・福島・米島・前川地区	2月13日～19日	
全地区	2月20日～3月10日	

※申請窓口の混雑を緩和するため地区ごとにさせていただきます。ご協力をお願いします。

【お問合せ】 都市建設課 都市計画グループ ☎63-1111 内線346・348